

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 24 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600226 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600078 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 1 月頃から昭和 41 年 10 月頃まで

私は、A社に事務員として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、昭和 40 年 3 月 3 日から昭和 41 年 1 月 7 日までの期間については、請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、請求者に係る賃金台帳、出勤簿及び社会保険の関連資料は保管していないため、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料の納付及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、A社の請求期間当時の事業主は死亡している上、請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び請求者が同社における同僚として氏名を挙げた者に照会したが、請求者の請求内容を裏付ける陳述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、請求者の氏名は確認できない上、請求期間における整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。